

鋼船規則

K 編 材料

規則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

K 編 材料

3 章 圧延鋼材

3.1 船体用圧延鋼材

3.1.8 表面検査及び寸法許容差

-2.を次のように改める。

-2. 鋼材の呼び厚さに対する負の許容差は、表 K3.7 による。ただし、鋼板及び幅 600mm 以上の平鋼の平均厚さについては、呼び厚さ以上としなければならない。

表 K3.7 を次のように改める。

表 K3.7 負の許容差

製品 ⁽¹⁾	負の許容差 (mm)
鋼板及び幅 <u>150mm</u> を超える平鋼	0.3 以下
鋼板 <u>上記</u> 以外	本会の適当と認めるところによる。

~~(備考)~~

~~(1) 鋼板には、幅 150mm を超える平鋼を含む。~~

附 則

1. この規則は、2012 年 6 月 15 日から施行する。

鋼船規則検査要領

K 編

材料

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 38 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

K 編 材料

K3 圧延鋼材

K3.1 船体用圧延鋼材

K3.1.8 を次のように改める。

K3.1.8 表面検査及び寸法許容差

規則 K 編 3.1.8 の取扱いについては次による。

- (1) 本会は、鋼材の品質が承認当時と同等であることを確認するために表面検査及び寸法検査を行うことがある。
- (2) 鋼板の表面疵のうち痘及び剥に対する表面検査基準は、日本鋼船工作法精度標準 (JSQS) によるのを標準とする。
- (3) ~~鋼板及び幅 150mm を超える平鋼を含む。以下、本(3)においても同じ。)~~の呼び厚さに対する負の許容差を除いて、鋼材の寸法許容差（鋼板及び幅 150mm を超える平鋼の呼び厚さに対する正負の許容差範囲を含む。）は、JIS G3191, JIS G3192, JIS G3193 及び JIS G3194 ~~によるのを標準とする。~~
- (4) 規則 K 編 3.1.8-2.の適用上、鋼材の厚さの測定箇所は次による。鋼板の厚さの測定は、スラブ又は鋼塊から直接圧延された鋼板ごとに行うこととして差し支えない。また、測定箇所は、以下のとおりとする。
 - (a) 鋼板及び幅 600mm 以上の平鋼
 - ~~(a) i)~~ 図 K3.1.8-1.に示すとおり、線 1、線 2 及び線 3 のうち、少なくともいずれか 2 本の線を選択し、各線において少なくとも 3 点について計測する。
4 点以上計測を行う場合にあっては、各線における計測点の数は等しくすること。
 - ~~(a) ii)~~ 自動計測の場合、側面寄りの計測点の位置は、鋼材の縁より 10mm 以上 300mm 以下とすること。
 - ~~(a) iii)~~ 手動計測の場合、側面寄りの計測点の位置は、鋼材の縁より 10mm 以上 100mm 以下とすること。
 - iv) 製造者において圧延後に鋼材を切断する場合であっても、スラブ又は鋼塊から直接圧延された鋼材ごとに前 i)から iii)を適用することとして差し支えない。この場合の測定箇所の例を図 K3.1.8-2.に示す。
 - (b) 幅 150mm を超え 600mm 未満の平鋼
 - i) 縦縁から板幅の中心方向に 10mm 以上離れた任意の箇所とする。ただし、切断加工による影響部、あるいは表面欠陥の除去部等は、測定箇所の対象外として差し支えない。

(c) 上記以外の鋼材

i) 本会の適当と認めるところによる。

- (5) 規則 K 編 3.1.8-2.にいう平均厚さは、前(4)(a)に定める測定箇所における厚さの平均値とする。
- (6) 規則 K 編 3.1.8-5.にいう「本会が適当と認める場合」とは、ISO7452 において、Class C の要件に適合する場合をいう。この場合、ISO7452 Table2 の注釈における“Also a minus side of thickness of 0.3mm is permitted.”の規定は適用しない。また、鋼材の厚さが呼び厚さ以上であることを立証するために、厚さの計測点の数及び分布は本会が適当と認めるものとする。

図 K3.1.8-1.を次のように改める。

図 K3.1.8-1. 厚さの計測箇所

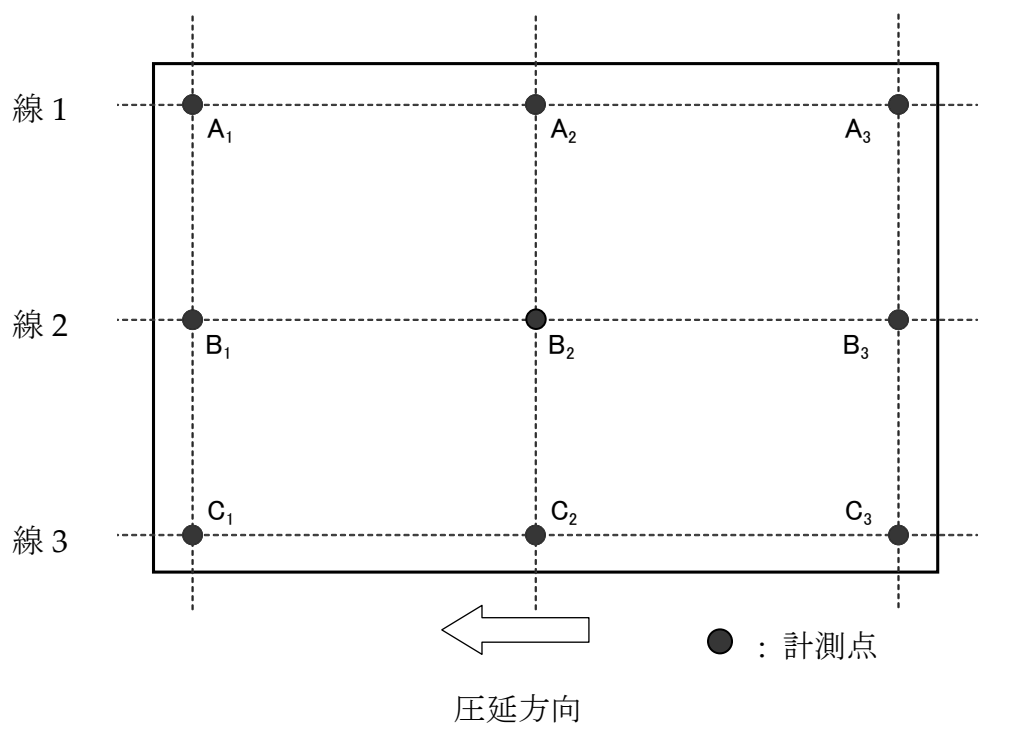
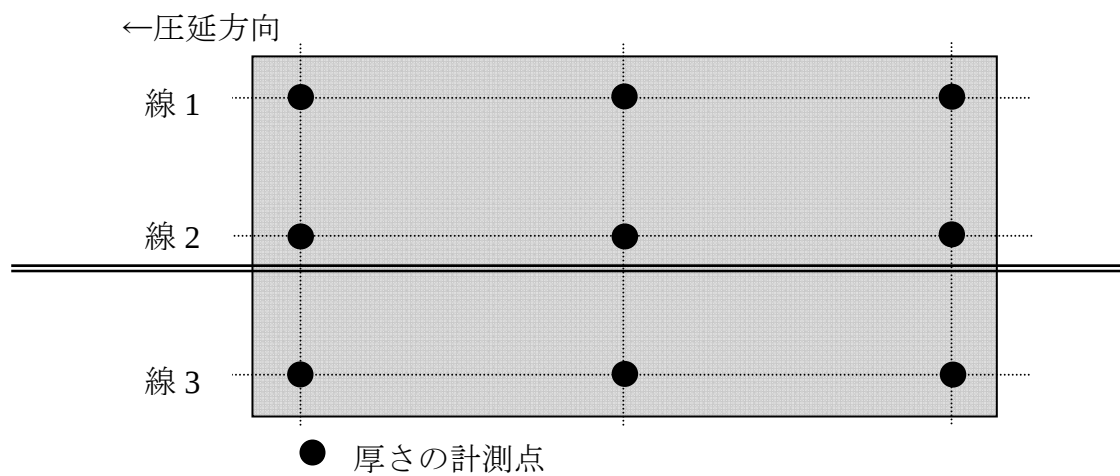
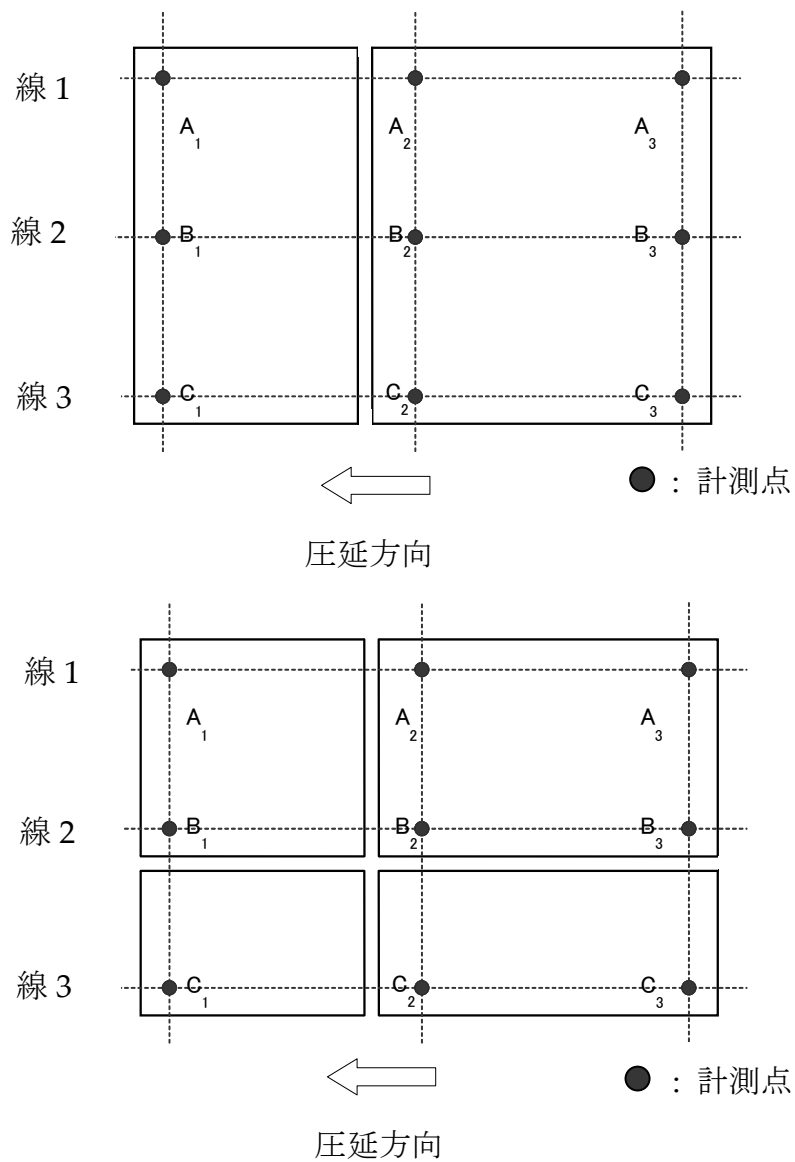


図 K3.1.8-2.として次の図を加える。

図 K3.1.8-2. 圧延後に鋼材を切断する場合の厚さの測定箇所の例



附 則

1. この達は、2012 年 6 月 15 日から施行する。